

令和 7 年度社会福祉施設等施設整備費補助事業

に関する意向調査の詳細について（案内）

堺市では、社会福祉施設等施設整備費補助事業を行うため、下記のとおり意向調査を実施します。整備費補助を受けるためには、この意向調査に申込み、協議書を提出する必要があります。

ただし、これはあくまで意向調査であり、国の協議方針や国、又は市の予算の事情により、この事業が実施されない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 障害福祉施設整備方針

この方針は、令和 7 年度の整備に係る要件です。

国庫補助協議案件の決定に当たっては、限られた予算を効果的に執行するため、「住まいの場を確保するためのグループホーム整備」を最優先とし、以下各々予算の範囲内で整備対象とします。

【住まいの場を確保するためのグループホーム整備】（創設）

障害者の地域生活への移行と地域での生活基盤を確保するため、新たなグループホーム創設の整備を促進します。

特に入所施設や在宅で生活されている重度障害者等（強度行動障害のある方、医療的ケアを必要とする方、重度の知的障害と重度の身体障害（肢体不自由）を重複している重症心身障害のある方）を新たに受け入れるグループホームの整備を優先します。

【防災・減災のための整備】（大規模修繕）

災害時に利用者の安全を確保し、障害福祉サービスを継続するため、以下の①②の整備を促進します。

特に重度障害者等（強度行動障害のある方、医療的ケアを必要とする方、重度の知的障害と重度の身体障害（肢体不自由）を重複している重症心身障害のある方）を受け入れるグループホームの整備を優先します。

① 停電時に備えた外部給電及び蓄電設備の設置に係る改修整備

既存のグループホームの停電時に電気自動車等からの外部給電を受けるために必要となる設備の設置に係る改修及び蓄電設備の設置に係る改修の整備を行います。

② スプリンクラー整備

スプリンクラーの設置がされていない既存の短期入所や、利用者の高齢化や重度化に伴い、スプリンクラーの設置義務が生じる可能性がある既存のグループホームに対するスプリンクラーの整備を行います。

※協議時点でスプリンクラー設置において消防法の基準を満たしていない場合は本補助金の対象となりません。

2. 補助対象事業の種類

(1) 住まいの場を確保するためのグループホーム整備

整備区分	整備内容
① グループホーム創設	・法人がグループホームを新築で整備するもの。 (整備地については、法人が確保するものとします。)

(注) スプリンクラーの設置が必須です。(スプリンクラー設置については、設計図を作成したうえで各区の消防署に相談し、「スプリンクラー設備を設置することを要する面積」が適正か、必ず確認してください。)

(2) 防災・減災のための整備(大規模修繕)

整備区分	整備内容
① 蓄電設備の設置に係る改修整備	・既存のグループホームの停電時に電気自動車等からの外部給電を受けられるために必要となる設備の設置に係る改修工事及び蓄電設備の設置に係る改修工事。 ※ただし、発電設備は含まない。
② スプリンクラー整備	・既存の短期入所事業又はグループホームにおいて、必要となる既存建物(賃貸物件を含む。)のスプリンクラー整備工事。 ・設計図を作成したうえで、各区の消防署に相談し、「スプリンクラー設備を設置することを要する面積」が適正か、必ず確認してください。

(注) (2)①の対象施設はグループホーム、②の対象施設は短期入所、グループホームです。

(2)①②の整備について、1法人につきどちらか1つの整備のみとします。

3. 補助対象要件

(1) 協議書提出日時点において、次のいずれにも該当していることが必要です。

- ・ 社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特例民法法人、NPO法人、営利法人等の法人格を有しているもの。
※ 施設整備と施設運営は同一法人によって行われる必要があります。
- ・ 過去に改善命令を受けた法人においては、改善が終了し、かつ、改善を終了してから3年が経過していること。
- ・ 法人税、消費税及び地方消費税、地方税を滞納していないこと。
- ・ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に規定する更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。)がなされている者(同法第199条に規定する更生計画認可の決定(旧法第233条に規定する更生計画認可の決定を含む。)を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者(同法第174条に規定する再生計画許可の決定を受けている者を除く。)等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

- ・ 経営者（経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）とする。）に次のいずれにも該当する者がいないこと。
 - a. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する団体の構成員（同法第 2 条第 6 号に規定する者。）及び暴力団密接関係者（堺市暴力団排除条例(平成 24 年 6 月 22 日条例第 35 号)第 2 条第 3 号に規定する者。)
 - b. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者。
 - c. 過去 5 年間に破産手続き開始決定を受けた者。
- ・ 障害者支援施設等災害時情報共有システムに災害時緊急連絡先メールアドレスが登録されていること。
 なお、創設等、新規で事業を開始する場合は、事業開始後、障害福祉サービス等情報公表システム（WAM NET）への登録と併せて速やかに対応すること。

(2) 蓄電設備の設置に係る改修整備は以下の条件が必要です。

- ・ 賃貸物件の場合、家主より蓄電設備の設置に係る改修工事の承諾を得ていること。

(3) スプリンクラー整備は以下の条件が必要です。

- ・ 賃貸物件の場合、家主よりスプリンクラー設備整備の承諾を得ていること。
- ・ 消防法の基準を満たしていること。
- ・ 消防法の基準によるスプリンクラーの設置義務がすでに生じていないこと。

※協議時点で消防法の基準を満たしていない場合は協議対象となりません

(4) グループホームの整備は以下の条件が必要です。

- ・ 安定的な運営が可能な経済基盤を有しており、建設資金、運転資金の確実性が認められる。（運転資金として、年間事業予算の 1/2 分の 2 以上の資金を現金又は預金で有していること。）
- ・ 整備用地、物件の確保が確定していること。（売買予定又は寄付を受ける予定もしくは賃貸の場合は、相手方の確約書、誓約書を添付すること。）
- ・ 抵当権等が設定されていないこと。ただし、抵当権等が設定されているが、内示後速やかに抵当権等の抹消ができるものについては可能とする。
- ・ 借地又は借家の場合、10 年以上の地上権もしくは賃借権の設定または 10 年以上の賃貸借契約ができる見込みがあること。
- ・ 計画地に次の区域を含まないこと。
 - a. 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）等によって指定を受けた災害防止上保全すべき区域
 - b. 法令等（都市計画法、農地法、建築協定等）の規制により建設が不可能な区域
- ・ 市街化調整区域での施設建設については、開発許可を受けることができること。（建築確認担当部局と実務的な調整を十分に行うこと。）
- ・ 排水が可能であること。
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）に基づいた施設基準を

満たしていること。(障害福祉サービス課と調整を十分に行うこと。)

4. 補助対象経費

- (1) 工事費又は工事請負費
- (2) 工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、「補助対象経費の工事費又は工事請負費」の 2.6% に相当する額を限度額とします。）

※ スプリンクラー整備においては、工事事務費は対象外となります。

5. 補助金交付額

- (1) 住まいの場を確保するためのグループホーム整備

整備区分	整備内容
① グループホーム 創設	<p>次の（ア）（イ）それぞれで算定した合計額を補助金として交付します。</p> <p>（ア）下記の a～c を比較して、もっとも少ない方の額（千円未満切り捨て）</p> <ol style="list-style-type: none">a. 補助対象経費× 3 / 4b. [総事業費から寄付金その他の収入を控除した額]× 3 / 4c. 補助基準額 : 3,070 万円 <p>※さらに短期入所を併設し整備する場合は、定員 2 名以下は 675 万円、定員 3 名以上は 1,350 万円を上限に加算、エレベーター等設置した場合は 243 万円を上限に加算、する。</p> <p>（イ）堺市単独補助金として、スプリンクラー設備、非常用自家発電設備、蓄電設備（太陽光発電設備を併設する場合はその設備に要する経費を含む）に要する経費に対し補助します。なお、実支出額が補助基準を下回っている場合は、実支出額（千円未満切り捨て）となります。</p> <ul style="list-style-type: none">・ スプリンクラー設備 : 350 万円・ スプリンクラー設備及び非常用自家発電設備又は蓄電設備（太陽光発電設備を併設する場合はその設置を含む） : 1,000 万円 <p>※ <u>自火報等、スプリンクラー以外の消防設備にかかる経費は対象外です。</u></p>

(2) 防災・減災のための整備（大規模修繕）

下記の a～c を比較して、もっとも少ない方の額（千円未満切り捨て）を補助金として交付します。

- a. 補助対象経費×3/4
- b. [総事業費から寄付金その他の収入を控除した額]×3/4
- c. 補助基準額（下表のとおり）×3/4

整備区分	整備内容
① 蓄電設備の設置に係る改修整備	・ 補助基準額 30 万円以上 300 万円以内
② スプリンクラー整備	・ 基準単価：スプリンクラー設備を設置することを要する面積 1 m ² あたり 25,200 円 (1 m ² 未満の面積は切り捨て) ※水道口径や水圧が不十分である場合等に、パッケージ型の消火ポンプユニット等を設置する場合には、1 施設当たり 309 万円を上限に加算。 ・ 補助基準額 グループホーム : 30 万円以上 1,000 万円以内 短期入所 : 30 万円以上 600 万円以内 ※ 自火報等、スプリンクラー以外の消防設備にかかる経費は対象外です。

6. 補助対象経費と認められない費用

以下の経費は補助対象経費からは除く必要があります。

- ・ 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因した不具合等を修繕するための費用
- ・ 設計の不備又は工事施工の粗漏りに起因した不具合等を修繕するための費用
- ・ 土地の買収又は整地に要する費用
- ・ 職員の宿舍の整備に要する費用
- ・ その他施設整備費として適当と認められない費用

【例】外構工事、緑地、植栽、造園工事、備品関係、各種申請手続き費など

7. 補助制度

本事業は、下記により行います。

- ・ 社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について（平成 17 年 10 月 5 日厚生労働省発社援第 1005003 号、令和 6 年 9 月 13 日改正）
- ・ 社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取り扱いについて（平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005006 号、令和 6 年 9 月 13 日改正）
- ・ 社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて（平成 17 年 10 月 5 日

8. 協議書提出方法

(1) 提出期限

① 確認用 (2 部)	令和 6 年 11 月 29 日 (金) 17 時まで (時間厳守)
② 確定版 (15 部)	令和 6 年 12 月 20 日 (金) 17 時まで (時間厳守)

※提出後、堺市からの指示により修正作業をしていただく場合があります。

(2) 提出方法

持参の場合 : 9 時~12 時、13 時~17 時 (土曜日、日曜日、祝日を除く) に下記提出先まで持参してください。

郵送等の場合 : 各提出期限の 2 日前までに配送業者の受付を完了してください。

提出先 : 〒590-0078

堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 本館 7 階

堺市 障害福祉部 障害支援課 生活基盤推進係

電話 : 072-228-7411 F A X : 072-228-8918

9. 協議書作成要領

下記の要領で作成してください。

- ・「目次兼チェックリスト」に示した資料すべてを A 4 ファイル 1 冊にとじてください。
※資料の該当年度や資料作成の時点については、「目次兼チェックリスト」の備考欄を確認し、間違いの無いようにしてください。
- ・協議書を①の期限までに 2 部提出してください。堺市による確認および必要な修正等が済みましたら、堺市の指示により②の期限までに正本 1 部、副本 1 4 部を提出してください。なお、法人控え用として、副本を別途 1 ~ 2 部作ってください。
- ・ファイルは、「A 4、縦使い、横書き」とします。
- ・ファイルの表紙および背表紙には、「施設名と法人名」を書いてください。
- ・ファイル内の各ページは、「A 4 または A 3 の折込み」とします。
- ・「目次兼チェックリスト」は確認のチェック欄を塗りつぶし、ファイルの最初のページにとじてください。なお、該当しない項目は、斜線をいれてください。
- ・ファイル内には、「目次兼チェックリスト」に示したラベル番号ごとに中表紙 (インデックス付き白紙ページ) を設けてください。
- ・ページ番号は、各ページ中央下部に、当該ラベル番号内での連番をふってください。
(例 : ラベル番号 3 の項目について、項目内のページが 1 0 枚あれば、3 - 1、3 - 2 … 3 - 1 0 までの連番をふる。) ファイル全体を通した連番をふる必要はありません。

10. 選考

- ・ グループホーム整備については、審査会において書類審査及び面接審査（ヒアリング）を行ったうえで、市の予算の範囲内で国庫協議にかけ施設を決定し、国の内示があった施設について事業を実施します。蓄電設備の設置に係る改修整備、スプリンクラー整備については、面接審査（ヒアリング）は実施せず、書類審査のみとします。
- ・ 面接審査（ヒアリング）には、法人代表者（または法人役員等、代表者に準ずる者）1名、施設管理者（またはそれに準ずる者）1名の計2名が出席するものとします。
- ・ 審査会に持ち込みできる資料は、上記で作成したファイルの法人用控えのみとします。
- ・ 審査会は、令和7年1月下旬から2月上旬頃を予定しています。日程が確定次第、通知します。
- ・ 審査会の選考結果は、令和7年3月上旬を目途に通知する予定です。
- ・ 対面での審査会を行わず、書面審査となることがあります。

11. 審査項目

審査会においては、以下の観点から審査を行います。

項目	主な審査内容
法人等の運営の適格性	①過去の運営状況、監査指導の結果 ②法人経営の安全性 ③地域における貢献度
土地・建物、資金計画に関する事項 (②、③は創設のみ)	①資金計画 ②用地の状況等 ③確保方法・時期
施設運営方針 (②、③、④、⑤、⑦、⑧、⑨は創設のみ)	① 基本的な考え方と展望 ② 利用者等の処遇 ③ 利用者の利益の保護 ④ 事故防止対策、事故発生時の対応 ⑤ 身体拘束を行わない取り組み ⑥ 自然災害に対する備え及び果たすべき役割について ⑦ 地域等との交流・地域福祉の推進 ⑧ 職員採用の方針・計画、職員の処遇 ⑨ その他（今後の事業展開、法人、施設整備、運営に関するPRポイントなど）

12. その他留意事項

- ・ 本事業は、原則として令和7年度内に事業完了する単年度事業とします。
- ・ 堺市からの内示前に入札や契約手続き等を行った場合は、補助の対象となりません。
- ・ 原則として、審査協議内容からの変更は認めません。
- ・ 書類に不足などあった場合は、補正を求めることがあります。また、追加書類の提出を求める場合があります。

- ・ 本補助金対象要件を満たしていない場合及び審査会に提出された書類に虚偽の記載が判明した場合は、失格となります。
- ・ 本事業は、関係法令及び国の通知に則った事業となるため、本市関係課（宅地安全課、建築安全課、土木監理課、障害福祉サービス課等）と事前に十分に調整してください。
- ・ 協議書の提出に要した費用は法人の自己負担となります。
- ・ 協議書提出後に辞退される場合は、「辞退届」を提出してください。
- ・ 大規模修繕について、修繕引当金や繰越金で対応してその後の施設運営に支障がない場合には、修繕引当金や繰越金等の活用を図ること。
- ・ 見積りについては、民間業者の見積りを添付すること。なお、今回見積りを行った工事請負業者（設計監理業者を含む）及びその関連業者は、この事業の工事入札に参加することはできません。
- ・ 総事業費250万円以上の事業については、堺市契約規則などに準拠した入札により施工業者を決定することとなります。なお、手順や留意事項については、選考後にお知らせします。
- ・ 施設整備等については、法人経理規定に基づき実施する必要があります。
- ・ 施工業者等の民間業者からの問い合わせには対応しません。必ず申請法人の担当者が窓口となり、疑問点等は法人担当からお問い合わせください。
- ・ 堺市からの内示後に辞退された場合は、次年度以降5年間は本補助金の対象となりません。
- ・ 本補助金を受けて整備した施設等は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」により、移転、廃止等について制限があります。また、移転、廃止等に伴い当該補助金の返還を行っていただく場合がありますのでご注意ください。

13. スケジュール

年	時期	内容
令和6年	11月	協議書提出期限
令和7年	1月下旬から2月上旬（予定）	施設整備審査会
	3月上旬（予定）	審査結果通知
	3月下旬（予定）	国庫補助協議
	7月（予定）	国庫補助内示
	内示日（堺市）以降	入札
	補助金交付決定（堺市）以降	着工
令和8年	3月末まで	工事完了（令和8年3月末までにすべての検査が完了していること）

（参考）独立行政法人福祉医療機構からの借入について

独立行政法人福祉医療機構からの借入手続きについては、直接同機構までお問合せください。

○独立行政法人福祉医療機構大阪支店 福祉審査課融資相談係

TEL：06-6252-0216